医師の働き方改革について

埼玉県保健医療部医療人材課
（埼玉県医療勤務環境改善支援センター事務局）

目 次

1　医師の働き方改革が推進される背景

2　医師の時間外労働規制について

3　今後のスケジュールについて

4　埼玉県医療勤務環境改善支援センターについて

1　医師の働き方改革が推進される背景

現　状

◆医師の長時間労働

約４割が年960時間超、約１割が年1,860時間超の時間外・休日労働

◆労務管理が不十分

36協定未締結、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

◆業務が医師に集中

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

- 労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する
- 全ての医療専門職が、能力を活かし、より能動的に対応できるようにする

⇒ 質・安全が担保された医療を持続可能な形で患者に提供

1　医師の働き方改革が推進される背景

対　策

- **長時間労働を生む構造的な問題への取組**

  医療施設の最適配置の推進、地域間・診療科間の医師偏在の是正

- **医療機関内での医師の働き方改革の推進**

  タスクシフト／シェアの推進

- **時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（令和６年４月開始）**

  ⇒ **法改正で対応**

2　医師の時間外労働規制について

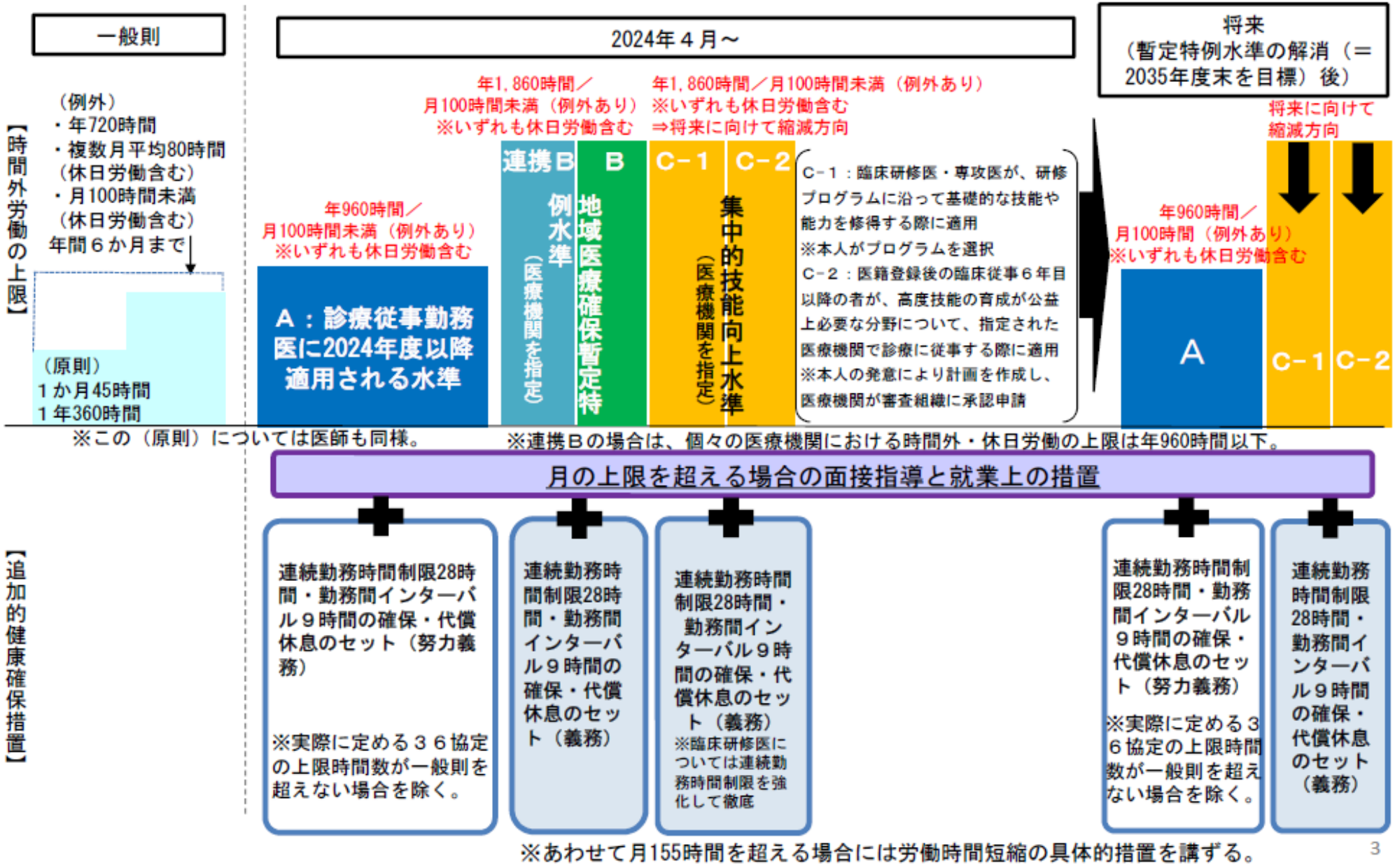

２　医師の時間外労働規制について

ポイント

① **2024年（令和６年）４月１日からスタート**
時間外及び休日労働は原則として年960時間まで（A水準）

② **特例水準は４種類あり、年間の時間外労働の上限は1,860時間**

Ｂ　水　準　→　予見不可能で緊急性の高い医療ニーズへの対応
連携Ｂ水準　→　派遣先との通算
Ｃ－１水準　→　研修医
Ｃ－２水準　→　特定の高度な技能の習得

※2035年度末（令和17年度末）までに、
Ｂ・連携Ｂ水準は廃止、Ｃ－１・Ｃ－２水準は縮減を目指す

③ **追加的健康確保措置も必要**

2　医師の時間外労働規制について

A水準以外の各水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、**指定される事由となった業務やプログラム等に従事する医師にのみ適用される**。所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関は**それぞれの水準についての指定を受ける必要がある**。

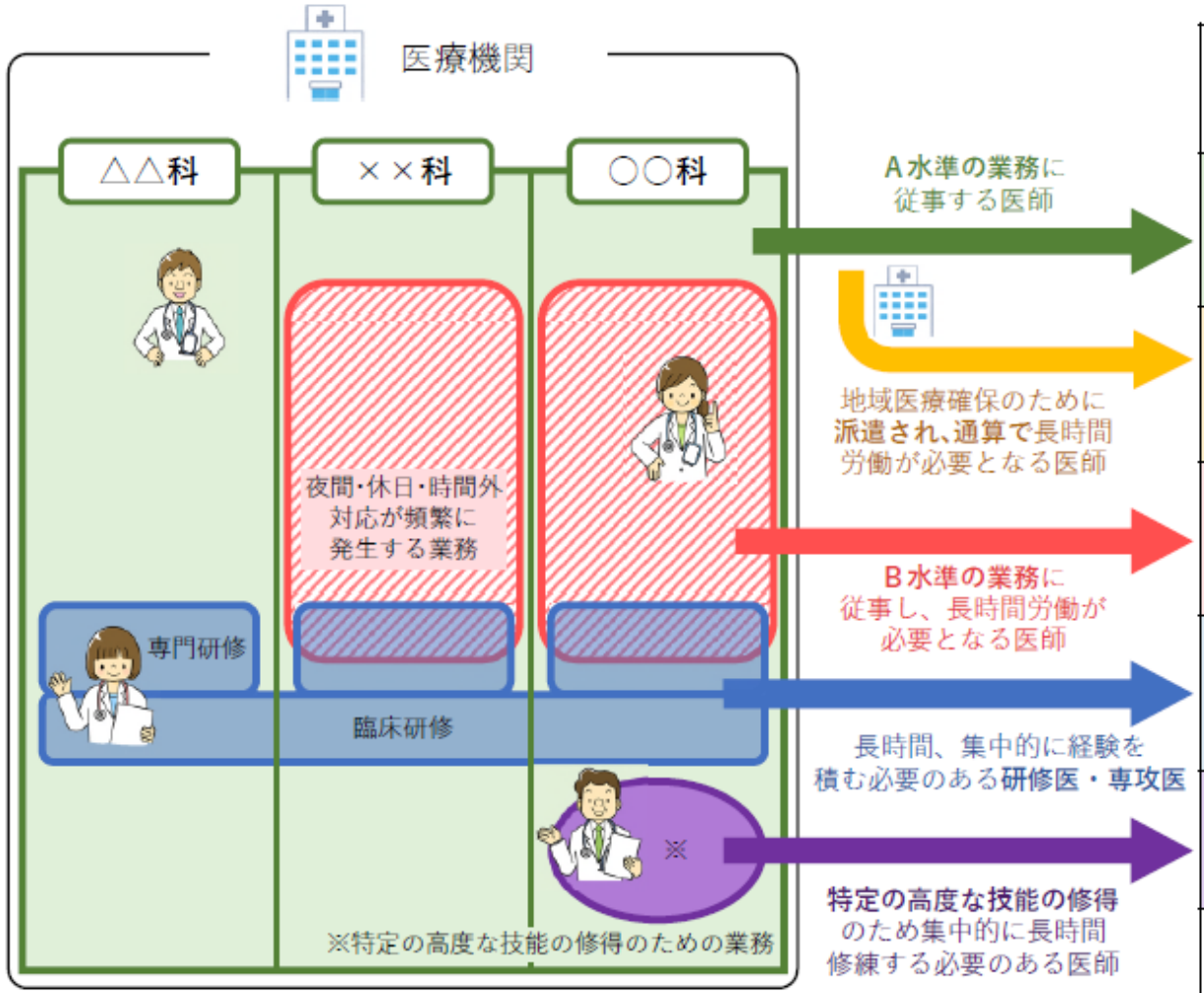

*年の時間外・休日労働時間数（簡明さを優先し、詳細は省略）

医療機関に必要な指定	医師に適用される水準	
	36協定で定めることができる時間*	実際に働くことができる時間*（通算）
－	960以下	960以下
連携B	960以下	1,860以下
B	1,860以下	1,860以下
C-1	1,860以下	1,860以下 臨床研修医には より強い健康確保措置
C-2	1,860以下	1,860以下

この医療機関の例の場合、
連携B、B、C-1 、C-2の4つの指定が必要となる。
（それぞれの指定要件は大部分が共通）

4

2　医師の時間外労働規制について

ポイント

① **医療機関の全ての医師に適用されるのではなく、**
指定された業務やプログラム等に従事する医師のみに適用される

② **必要に応じてそれぞれの水準について指定を受ける必要がある**
（１つの病院内でＢ水準とＣ－１水準の指定を受ける等）

3　今後のスケジュール

国スケジュール

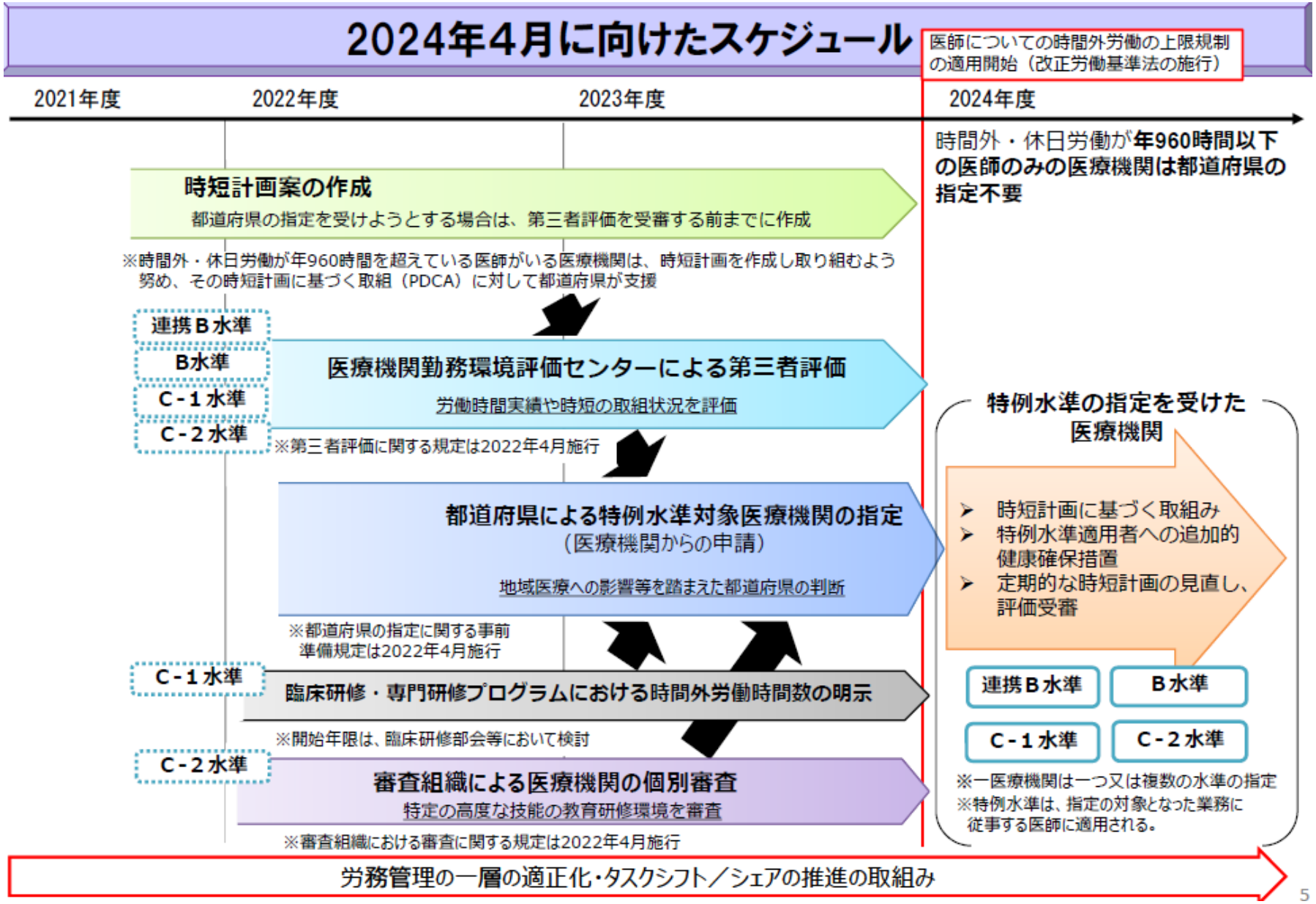

3　今後のスケジュール

県スケジュール（予定）

令和５年度　　令和６年度

５月
指定申請の受付開始

審査

10月
医療審議会①

審査

２月
医療審議会②

３月
特例水準の指定

3　今後のスケジュール

ポイント　特例水準の指定が見込まれる医療機関

① 本年10月から医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価が開始
⇒　遅くとも令和５年４月までには受審申込が必要

② 評価受審までに勤務実態を把握して医師労働時間短縮計画を作成
⇒　勤務実態の把握に向けては医師の理解を得ることが重要

③ 評価項目に適合しているかガイドラインを確認
⇒　特に必須項目を落とさないように注意

3　今後のスケジュール

ポイント　全ての医療機関

① A水準の医療機関も
令和６年４月までに宿日直許可の取得が必要

② 追加的健康確保措置として、面接指導等の体制づくりを行う
⇒　面接担当医師はe-Learning等の講習受講が必要

③ ３６協定未締結の場合は労働組合等と協議の上で協定を締結し、
管轄する労働基準監督署への届け出及び院内への周知が必要

４　埼玉県医療勤務環境改善支援センターについて

専門家が各医療機関の希望に応じた支援を実施

・宿日直許可の取得に向けた支援

・特例水準の指定を申請するために必要な、医師労働時間短縮計画の策定支援

・医師事務作業補助者の導入支援

・各種研修会の講師派遣　等

まずはお気軽にお問い合わせください
電話やメール、Ｚｏｏｍでの御相談も可能です

医師の働き方改革については、現在も国での検討が続いています
最新情報は埼玉県ウェブサイトで御案内しています

埼玉県　勤改センター　検索